

埼玉県小規模企業振興基本条例の概要

公布・施行：平成29年12月26日

目的 小規模企業の事業の持続的な発展を図ることにより、県経済の活性化・県民生活の向上に寄与

基本方針

小規模企業の振興の基本は、小規模企業の自主的な努力及びそれに対する適切な支援により、小規模企業の活力の向上を図り、その事業の持続的な発展を推進すること。

小規模企業者の努力

- ・主体的に経営の改善・向上を図るとともに、地域の振興に資するよう努めること。
- ・他の小規模企業者や商工団体等と連携するよう努めること。

小規模企業振興施策の大綱

- ① 国内外の多様な需要に応じた商品販売・役務提供の促進
- ② 国内外の多様な需要に応じた新たな事業展開の促進
- ③ 創業の促進・事業承継の円滑化
- ④ 経営及び事業活動に必要な人材の育成・確保
- ⑤ 地域経済の活性化・地域住民の生活の向上に資する事業活動の推進
- ⑥ 商工団体の活動の促進

県民・関係者の理解・協力

小規模企業の振興が地域経済の活性化・地域住民の生活の向上に寄与することを理解し、その持続的な発展に協力すること。

県の責務

- ・基本方針に基づき、国、市町村、商工団体等との緊密な連携を図りつつ、小規模企業振興施策を講ずること。
- ・必要な財政措置を講ずるよう努めること。
- ・市町村・商工団体が行き組む振興策について、必要な支援を行うこと。